

2026年7月25日

ご投資家のみなさま

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

有価証券の貸付（レンディング）に関する約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、対象ファンドにおける、下記の約款変更の実施につき、お知らせ申し上げます。

本件変更後も運用方針および運用プロセスには変更はございません。

本件変更にかかるお手続きはございません。

本件約款変更についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

	ファンド名	目論見書 定例改版日 (約款変更予定日)	分類※
1	eMAXIS Slim 国内株式（日経平均）	2026年7月25日	A
2	eMAXIS Slim 全世界株式（オール・カントリー） 〈愛称：オルカン〉	2026年7月25日	A
3	eMAXIS Slim 先進国株式（含む日本）〈オール先進国〉	2026年7月25日	A
4	三菱UFJ インデックス225オープン	2026年8月5日	B
5	三菱UFJ インデックス225オープン（確定拠出年金）	2026年8月5日	B
6	インデックス・タイプ（ミリオン）	2026年8月7日	C
7	夢楽章 日経平均オープン	2026年8月8日	D
8	インデックスファンド225	2026年8月22日	D
9	<DC>インデックスファンド225	2026年8月22日	D
10	つみたて日本株式（日経平均）	2026年9月25日	D
11	つみたて全世界株式	2026年9月25日	D
12	eMAXIS 日経225インデックス	2026年10月24日	A

※約款変更の内容による分類です。詳細は別紙1「約款変更 新旧対照表」をご参照ください。

2. 約款変更日

2026年7月25日以降、各ファンドの交付目論見書の定例改版日に合わせて順次変更します。

3. 変更内容および変更理由

ファンドのパフォーマンス向上のため、有価証券の貸付（以下、レンディング）を開始し品貸料を収受する予定です。収受した収益については、一部（50%超）をファンドの純資産に組み入れるとともに、一部（50%未満[※]）を信託報酬として委託会社（弊社）と受託会社が収受いたします。そのため、信託報酬等に関する約款の記載を変更いたします。また、一部のファンドにおいては、投資対象に係る記載整備をあわせて行います。

くわしくは、別紙の「約款変更 新旧対照表」および「目論見書記載変更の例（イメージ）」をご確認ください。

※具体的には、49.5%（税抜 45.0%）以内とします。

4. レンディングについて

レンディングとは、保有する有価証券等の一部を証券会社等に貸し付け、借り手から品貸料を獲得する取引です。本件変更後、レンディングを行った場合に品貸料として得られた収益は、その一部を信託報酬として委託会社と受託会社が受け取り、残りの部分については、ファンドの収益として残ります。

なお、借り手の決済不履行リスクについては、弊社にて取引先の信用力や与信枠などのモニタリングを実施します。さらに、レンディングの評価額に対して100%以上の担保を弊社が受け入れ、取引の保全を図ります。

以上

＜本件に関するお問い合わせ（個別のお取引内容を除く）＞

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

【受付時間／9:00～17:00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】

下記は対象ファンドのA～D各分類における約款変更の内容です。

約款変更の内容はファンドによって異なり、各ファンドの目論見書の定例改版後に請求目論見書にてご確認いただけます。請求目論見書は弊社ホームページに掲載いたします。

約款変更 新旧対照表

(分類Aのファンド)

変更後（新）	変更前（旧）
(信託報酬等) 第〇条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1. <u>第▲条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。</u> ●円未満の部分 年10,000分の● ●円以上●円未満の部分 年10,000分の● ●円以上の部分 年10,000分の● 2. <u>第◆条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないもの）とします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）の100分の50未</u>	(信託報酬等) 第〇条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、<u>第▲条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。</u> ●円未満の部分 年10,000分の● ●円以上●円未満の部分 年10,000分の● ●円以上の部分 年10,000分の●

変更後（新）	変更前（旧）
<u>満の額</u> <u>3. マザーファンドにおいて有価証券</u> <u>の貸付の指図を行った場合は、マザ</u> <u>ーファンドの信託財産に属する品</u> <u>貸料のうち信託財産に属するとみ</u> <u>なした額（信託財産に属するマザー</u> <u>ファンドの受益証券の時価総額に</u> <u>マザーファンドの信託財産の純資</u> <u>産総額に占める品貸料の割合を乗</u> <u>じて得た額とします。）の100分の50</u> <u>未満の額</u> ②～③ （略）	②～③ （略）

※上記「第▲条」は「(信託の計算期間)」、「第◆条」は「有価証券の貸付の指図および範囲」を
定めた条番号。条文内で参照する条文の条番号はファンドによって異なる。

※「変更前（旧）」および段階料率の記載は、ファンドによって上記と異なる場合あり。

約款変更 新旧対照表

(分類Bのファンド)

変更後（新）	変更前（旧）
<u>(投資の対象とする有価証券等)</u> 第△条 <u>この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする日経225マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限りま。</u> 1. <u>株券または新株引受権証書</u> 2. <u>国債証券</u> 3. <u>地方債証券</u> 4. <u>特別の法律により法人の発行する債券</u> 5. <u>社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）</u> 6. <u>資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）</u> 7. <u>特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）</u> 8. <u>協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項</u>	<u>(運用の指図範囲)</u> 第△条 <u>委託者は、信託金を、主として三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された日経225マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</u> 1. 株券または新株引受権証書

変更後（新）	変更前（旧）
<u>第7号で定めるものをいいます。）</u> <u>9. 資産の流動化に係る優先出資証券</u> <u>または新優先出資引受権を表示す</u> <u>る証券（金融商品取引法第2条第1</u> <u>項第8号で定めるものをいいま</u> <u>す。）</u> <u>10. 資産の流動化に係る特定目的信託</u> <u>の受益証券（金融商品取引法第2条</u> <u>第1項第13号で定めるものをい</u> <u>います。）</u> <u>11. コマーシャル・ペーパー</u> <u>12. 新株引受権証券（分離型新株引受</u> <u>権付社債券の新株引受権証券を含</u> <u>みます。以下同じ。）および新株予約</u> <u>権証券</u> <u>13. 外国または外国の者の発行する証</u> <u>券または証書で、前各号の証券また</u> <u>は証書の性質を有するもの</u> <u>14. 投資信託または外国投資信託の受</u> <u>益証券（金融商品取引法第2条第1</u> <u>項第10号で定めるものをいいま</u> <u>す。）</u> <u>15. 投資証券もしくは新投資口予約権</u> <u>証券または外国投資証券（金融商品</u> <u>取引法第2条第1項第11号で定め</u> <u>るものをいいます。次号において同</u> <u>じ。）で次号で定めるもの以外のも</u> <u>の</u> <u>16. 投資法人債券（金融商品取引法第</u> <u>2条第1項第11号で定めるものを</u> <u>いいます。以下本号において同じ。）</u> <u>または外国投資証券で投資法人債</u> <u>券に類する証券</u> <u>17. 外国貸付債権信託受益証券（金融</u> <u>商品取引法第2条第1項第18号で</u> <u>定めるものをいいます。）</u> <u>18. オプションを表示する証券または</u>	<u>2. コマーシャル・ペーパーおよび短</u> <u>期社債等</u> <u>3. 外国または外国の者の発行する本</u> <u>邦通貨表示の証券で、前号の証券の</u> <u>性質を有するもの</u>

変更後（新）	変更前（旧）
<u>証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）</u> <u>19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）</u> <u>20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書</u> <u>21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</u> <u>22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）</u> <u>23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</u> <u>24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの</u> <u>なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</u> ②～③（略）	<u>4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</u> <u>5. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）</u> <u>6. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</u> ②～③（略）
（有価証券の貸付の指図および範囲） 第◆条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で	（有価証券の貸付の指図および範囲） 第◆条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価

変更後（新）	変更前（旧）
<u>貸し付けることの指図をすることができます。</u> <u>1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。</u> <u>2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。</u> ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。 ③（略）	<u>合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。</u> ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。 ③（略）
（混蔵寄託） 第■条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された<u>譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパー</u>は、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。	（混蔵寄託） 第■条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された<u>コマーシャル・ペーパー</u>は、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。
（信託報酬等の額） 第○条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、<u>次の各号により計算された額</u>	（信託報酬等の額） 第○条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、<u>第▲条に規定する計算期間を</u>

変更後（新）	変更前（旧）
<u>の合計額とします。</u> <u>1. 第▲条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の●の率を乗じて得た額</u> <u>2. 第◆条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないもの）とします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）の100分の50未満の額</u> <u>3. 親投資信託において有価証券の貸付の指図を行った場合は、親投資信託の信託財産に属する品貸料のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）の100分の50未満の額</u> ②～③ （略）	<u>通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の●の率を乗じて得た額とします。</u> ②～③ （略）

※上記「第▲条」は「(信託の計算期間)」、「第■条」は「(混蔵寄託)」、「第◆条」は「(有価証券の貸付の指図および範囲)」を定めた条番号。条文内で参照する条文の条番号はファンドによって異なる。

約款変更 新旧対照表

(分類Cのファンド)

変更後（新）	変更前（旧）
(信託報酬等の総額) 第28条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、<u>次の各号により計算された額の合計額とします。</u> 1. <u>第25条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た額</u> 2. <u>親投資信託において有価証券の貸付の指図を行った場合は、親投資信託の信託財産に属する品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）の100分の50未満の額</u> ②～③ （略）	(信託報酬等の総額) 第28条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、<u>第25条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1万分の50以内の率を乗じて得た額とします。</u> ②～③ （略）

約款変更 新旧対照表

(分類Dのファンド)

変更後（新）	変更前（旧）
(信託報酬等) 第〇条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、<u>次の各号により計算された額の合計額とします。</u> 1. <u>第▲条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の●の率を乗じて得た額</u> 2. <u>第◆条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとし、また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）の100分の50未満の額</u> 3. <u>マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの信託財産に属する品貸料のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）の100分の50</u>	(信託報酬等) 第〇条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、<u>第▲条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の●の率を乗じて得た額とします。</u>

変更後（新）	変更前（旧）
<u>未満の額</u> ②～③ （略）	②～③ （略）

※上記「第▲条」は「(信託の計算期間)」、「第◆条」は「有価証券の貸付の指図および範囲」を
定めた条番号。条文内で参照する条文の条番号はファンドによって異なる。

下記は交付目論見書の変更内容の例（イメージ）です。

目論見書の変更内容はファンドによって異なり、各ファンドの目論見書の定例改版後にご確認いただけます。目論見書は弊社ホームページに掲載いたします。

目論見書記載変更の例（イメージ）

変更後：赤字部分を追記

■ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。
 日々の純資産総額に対して、**年率0.143%(税抜 年率0.130%)以内**をかけた額

1万円当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
2,500億円未満の部分	0.14300%	0.1300%	0.0550%	0.0550%	0.02%
2,500億円以上 5,000億円未満の部分	0.14289%	0.1299%	0.0549%	0.0550%	0.02%
5,000億円以上の部分	0.14278%	0.1298%	0.0548%	0.0550%	0.02%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

運用管理費用 (信託報酬)

(ご参考:上記信託報酬率を用いて計算したファンドの純資産総額ごとの実質信託報酬率の例)

ファンドの純資産総額	2,900億円	3,900億円	4,900億円
実質信託報酬率(税込 年率)	0.14299%	0.14297%	0.14295%

(有価証券の貸付の指図を行った場合)
 有価証券の貸付の指図を行った場合には**品賃料がファンドの収益として計上されます。**
 その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。
 この場合、ファンドの品賃料およびマザーファンドの品賃料のうちファンドに属するとみなした額の**49.5%(税抜 45.0%)以内**の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。
 委託会社と受託会社が受け取る品賃料の配分は1:1の割合となります。

<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

その他の費用・ 手数料

以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。

- ・監査法人に支払われるファンドの監査費用
- ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
- ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
- ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますので参照ください。

変更前

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

日々の純資産総額に対して、**年率0.143%(税抜 年率0.130%)以内**をかけた額

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
2,500億円未満の部分	0.14300%	0.1300%	0.0550%	0.0550%	0.02%
2,500億円以上 5,000億円未満の部分	0.14289%	0.1299%	0.0549%	0.0550%	0.02%
5,000億円以上の部分	0.14278%	0.1298%	0.0548%	0.0550%	0.02%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

(ご参考:上記信託報酬率を用いて計算したファンドの純資産総額ごとの実質信託報酬率の例)

ファンドの純資産総額	2,000億円	2,500億円	3,000億円
実質信託報酬率(税込 年率)	0.14300%	0.14300%	0.14299%

<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目録見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。

- ・監査法人に支払われるファンドの監査費用
- ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
- ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
- ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

運用管理費用
(信託報酬)

その他の費用・
手数料

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

変更後：赤枠部分を追記

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（ご参考） 借り手の決済不履行リスクについては、弊社にて取引先の信用力や与信枠などのモニタリングを実施します。さらに、レンディングの評価額に対して 100%以上の担保を弊社が受け入れ、取引の保全を図ります。

変更前

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

以 上